

(案)

令和 2 年度府中市協働事業評価結果及び
令和 4 年度提案型協働事業選考結果並びに
府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直しについて

(答申)

令和 3 年 9 月

府中市市民協働推進会議

はじめに

府中市市民協働推進会議（以下「当会議」と言います。）は、令和3年5月28日付けで、高野市長から、「市民協働の推進に関する基本方針の見直しを行うこと」、「市民協働の推進に係る取組の進捗状況等について評価・検証を行うこと」、「協働事業提案制度に基づく協働事業の選定を行うこと」及び「その他市民協働の推進に関し、市長が必要と認めること」の4点について検討を行い、令和3年9月30日までに答申するよう、諮問を受けました。

今年度は、「市民協働の推進に関する基本方針の見直し」について、重点的に議論するとともに、令和2年度の協働事業の評価として、提案型協働事業2事業を対象に実施し、令和4年度の提案型協働事業について選考を行いました。

平成26年5月に府中市市民協働の推進に関する基本方針が策定されて以降、この8年で、府中市の協働を取り巻く環境は大幅に変化しています。平成29年には市民活動センター「プラッツ」が開設され、市民活動や協働の拠点施設としての機能を果たしてきました。

また、地域社会におけるSDGsの取組や企業のCSR活動の高まりといった協働への追い風がある一方で、豪雨を始めとする自然災害や、新型コロナウイルス感染症の拡大といった、不測の事態も発生しています。

これらの複雑・多様化する地域課題に対応すべく、当会議では、これまで培ってきた協働の成果を踏まえ、多様な主体として協働に携わる人々の礎となり、今後の府中市における協働の更なる発展につながるよう、活発に意見を交わし検討を重ねてきました。

ここに当会議における検討結果について、答申として提出させていただきます。

この答申が協働事業の質を更に向上させ、「協働によるまちづくり」に資することはもとより、「市民協働都市」の実現につながることを期待します。

府中市市民協働推進会議
会 長 藤 江 昌 嗣
副会長 青 山 亨
委 員 大 島 雅 章
同 岡 本 彰 子
同 小 林 広 和
同 隆 宗 男
同 田 中 研 二
同 藤 間 利 明
同 丸 山 美 佳
同 森 村 彩 代
同 山 岡 法 次

目 次

I	令和2年度府中市協働事業評価について	1
1	今年度の評価に当たって（評価の視点）.....	1
2	個別評価を通して共通して感じられたこと（総論）.....	1
3	個別事業について（各論）.....	3
II	令和4年度提案型協働事業の選考結果について	5
1	協働事業提案制度について.....	5
2	協働事業提案制度のながれ.....	5
3	令和4年度提案型協働事業の傾向について.....	5
4	令和4年度提案型協働事業 選定結果.....	6
III	府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直しについて	8
	第1章 基本方針改定の経緯と基本方針を定める目的.....	11
	第2章 市民協働の定義と主体.....	13
	第3章 市民協働における役割分担と効果.....	16
	第4章 市民協働の手法と形態.....	19
	第5章 府中市が目指す市民協働の姿と今後の方向性.....	23
	用語集.....	28
IV	参考資料	34
1	府中市市民協働推進会議規則.....	34
2	府中市市民協働推進会議委員名簿.....	36
3	府中市市民協働推進会議検討経過.....	37
4	府中市協働事業等評価制度実施基準.....	38
5	評価シート（様式）.....	40
6	府中市市民提案型協働事業補助金交付要綱.....	45
7	提案型協働事業審査基準.....	48

I 令和2年度府中市協働事業評価結果について

1 今年度の評価に当たって（評価の視点）

今年度は、提案型協働事業2事業について評価を行いました。

評価に当たっては、事業の結果だけではなく、協働の視点を意識して円滑に遂行できたか、特に、目的やゴールイメージの共有ができていないか、協働による相乗効果が発揮されているかといった点を意識しました。

お互いが尊重し合い、役割や強みを理解するとともに、目的を共有し同じ方向を向いて事業を進めることで、協働事業としての相乗効果が生まれ、大きな事業成果につながることから、役割分担を事前に明確にし、特に市の他部署との連携を図るなど、双方の強みを活かした協働事業となるよう積極的に取り組むことで、協働事業の更なる発展につながるよう、当会議として提案します。

2 個別評価を通して共通して感じられたこと（総論）

相互評価シート及び市民・市担当課とのヒアリングを経て、全体に共通して見えてきた点は次のとおりです。

(1) 事業について

協働事業の実施に当たっては、「協働の意識」とともに、「目的共有の原則」や「相互理解の原則」が協働の原則の中でも特に重要であり、そのことを実感する評価結果となりました。事業内容だけではなく、その先にある目的を常に意識する必要があり、密にコミュニケーションを取り、目的共有と相互理解をしっかりと行ったうえで、双方の強みを活かして取り組んでいくことが重要です。

提案型協働事業には、市民の自由な発想に基づき提案いただく「市民提案型協働事業」と、市が定めたテーマに基づき事業を提案いただく「行政提案型協働事業」の2種類があり、令和2年度に実施した市民提案型1事業、行政提案型1事業の評価を行いました。

今回の評価では、2事業ともにA評価としました。

両事業において評価できるのは、目的の共有や相互理解ができており、新型コロナウイルスにより事業が当初の予定通りにはいかない中でも、お互いに協力して、できる限りのことに柔軟に取り組んでいました。

一方、事業実施にあたり、役割分担については事前の調整が不足していたため、負担に偏りがあったことから、役割分担を明確にする必要があると感じました。

また、今後の展望について、市の他部署との連携など、様々な主体間との連携を図るとともに、双方が連携して成果物の活用方法や事業の発展性を検討することで、更なる発展が期待できると感じました。

(2) 次年度に向けて

事業実施者である団体や市が、評価結果を受けて新たな気づきや協働の意識の再確認につながり、より前進して取り組めるよう、引き続き「協働事業等評価制度」の改善を検討してまいります。

特に、第三者評価シートの項目「3 協働の視点について」に関しては、補助や委託など、協働の形態が明確であると分かりやすいと感じたことから、改善にあたっての検討事項として提案します。

当会議としては、評価を受けた事業実施者が、より一層協働の視点や協働の成果を意識できるものとなり、更なる事業の発展の一助となることを期待します。

3 個別事業について（各論）

当会議におけるヒアリングを踏まえた、個別事業の評価結果は次のとおりです。

(1) 市民提案型協働事業

第3号様式	
府中市協働事業 第三者評価シート	
事業名称	中学生と大学生が学び合うアクティブラーニングプログラム【FASS】 Fuchu Active Learning Program Sharing for Students
事業実施者	NPO法人地域教育ネット・NPO法人府中市市民活動支援センター・教育部指導室
事業目的	中学生の自己肯定感や学習意欲の育成と居場所の提供
事業内容	・家庭での学習環境が整っていない子どもに対し場所を提供する ・家庭でのネット環境が整っていない子どもに対しタブレット等の使用の機会を提供する。
事業目標	中学生の自己肯定感の育成・サードプレイスの確保、大学生の教育実践現場の確保、市内地域資源の活用、人材育成、波及的な地域活性化など
1 評価結論	A:協働の原則に基づき適切に取り組んでおり、様々な主体間との連携や今後の展望に向けて積極的に取り組む意欲があるが、課題への対応など一部改善することで、更なる発展が期待できる。 コロナ禍において、当初の事業計画とは変更になったが、環境の変化に合わせ、市と市民が協力して柔軟に対応しており、非常に評価できる。 また、事業の背景にある課題やコロナ禍で生じた課題に対応するため、関係団体や市の他部署と連携・協力していくことで、更なる発展に期待ができる。
2 事業について	当初の事業計画とは変更になったが、当初からの目的は一貫しており、コロナ禍の学習に関する直近の課題に双方が協力して、柔軟に対応している点が評価できる。
3 協働の視点について	コロナ禍において、情報共有をしっかりと行うことで目的共有や相互理解ができており、環境の変化に応じて関係者と意思疎通を図りながら柔軟に対応できている。 また、役割分担をより一層明確にし、特に市の他部署と連携するなど、行政の強みをより一層活かすことで、更なる相乗効果が期待できる。
4 今後の展望や様々な主体間との連携	本事業の背景には「子どもの貧困」のほか、コロナ禍において浮きぼりになった「情報リテラシー格差」という新たな課題があるため、本当に支援を必要とする家庭・子どもへ支援が行き届くよう、行政、関係団体等と連携を深め、市内拠点の増加等による市内広域での学習支援への発展を期待する。
【評価結論】	S:協働の原則に基づき適切に取り組んでおり、様々な主体間との連携や今後の展望に向けて積極的に取り組む意欲があるなど、協働事業として優れており、更なる発展が期待できる。 A:協働の原則に基づき適切に取り組んでおり、様々な主体間との連携や今後の展望に向けて積極的に取り組む意欲があるが、課題への対応など一部改善することで、更なる発展が期待できる。 B:協働の原則に基づき取り組んでいるが、一部又は一方に理解のずれがあるため、より一層意識して協働事業に取り組むなど、一部改善の必要がある。 C:協働事業としての認識が、一部又は一方に不足しているため、協働事業として取り組むにはかなりの改善が必要である。 D:事業目的、協働の必要性、相互理解及び情報共有・課題の共有ができておらず、協働事業としては不十分であるため、協働事業として取り組む必要性があるかなど、再度検討する必要がある。

(2) 行政提案型協働事業

第3号様式	
府中市協働事業 第三者評価シート	
事業名称	行政提案型協働事業「みんなで作ろうバリアフリーマップ」
事業実施者	act634府中／地域福祉推進課
事業目的	高齢者や障害のある人を含む市民の意見、要望を取り入れることにより、必要な方々が使いやすく、役に立つバリアフリーマップを作成することで、連携・協働を進める福祉のまちづくりを推進する。
事業内容	バリアフリーマップの作成
事業目標	心のバリアフリーの啓発、バリアフリーマップの作成
1 評価結論	<p>A:協働の原則に基づき適切に取り組んでおり、様々な主体間との連携や今後の展望に向けて積極的に取り組む意欲があるが、課題への対応など一部改善することで、更なる発展が期待できる。</p> <p>多様な視点で作るバリアフリーマップという目的が果たせており、丁寧な事業プロセスを経て、包括的なすばらしいマップが作成されている。市と市民の取り組み方、役割分担に改善の余地はあるが、完成したマップの今後の活用や事業展開について話し合うことで、更なる発展が期待できる。また、マップ作成を終着点にせず、バリアフリーの考え方を普及することで、心のバリアフリー向上に期待する。</p>
2 事業について	市民、IT・地図の専門家など、多様な主体が関わり、利用者目線で作られた、完成度の高い作品である。この事業の成果が障害が身近ではない人たちにも伝わることを期待する。
3 協働の視点について	当事者、市民目線を加えて、多様な主体を巻き込みながら丁寧に事業を進めている点が、協働事業として評価できる。一方、市と市民の負担感の偏りが見受けられたため、役割分担をより一層明確にすることで、お互いの強みを活かした更なる相乗効果が期待できる。
4 今後の展望や様々な主体間との連携	「心のバリアフリー」のために今後どうしていくかが重要であるため、成果物の更なる活用方法を検討するとともに、市の他部署や、鉄道事業者、商店街など多様な主体と連携し、配架だけではなく、該当エリアの掲示に生かすなどの工夫をすることで心のバリアフリー向上をはじめとした更なる発展が期待できる。
【評価結論】	<p>S:協働の原則に基づき適切に取り組んでおり、様々な主体間との連携や今後の展望に向けて積極的に取り組む意欲があるなど、協働事業として優れており、更なる発展が期待できる。</p> <p>A:協働の原則に基づき適切に取り組んでおり、様々な主体間との連携や今後の展望に向けて積極的に取り組む意欲があるが、課題への対応など一部改善することで、更なる発展が期待できる。</p> <p>B:協働の原則に基づき取り組んでいるが、一部又は一方に理解のずれがあるため、より一層意識して協働事業に取り組むなど、一部改善の必要がある。</p> <p>C:協働事業としての認識が、一部又は一方に不足しているため、協働事業として取り組むにはかなりの改善が必要である。</p> <p>D:事業目的、協働の必要性、相互理解及び情報共有・課題の共有ができておらず、協働事業としては不十分であるため、協働事業として取り組む必要性があるかなど、再度検討する必要がある。</p>

II 令和4年度提案型協働事業の選考結果について

1 協働事業提案制度について

協働事業提案制度は、市民のアイデアやノウハウを活かした事業の提案を募集し、市民と市が協働で事業を実施することで、地域課題の解決を目指すための制度です。

この協働事業提案制度は、市民提案型協働事業と行政提案型協働事業があり、市民提案型協働事業は、市民の自由な発想に基づき、協働事業を市に対して提案できるもので、行政提案型協働事業は、市が地域課題として掲げるテーマに基づき、協働事業を市に対して提案できるものです。

2 協働事業提案制度のながれ

令和4年度の提案型協働事業については、令和3年5月11日から6月10日までを事前相談期間、6月17日を提案書提出期間とし、最終的に、市民提案型協働事業2事業、行政提案型協働事業2事業のご提案をいただきました。

令和3年8月5日に公開プレゼンテーションを実施し、提案団体及び市担当課によるプレゼンテーションと質疑応答を行い、その後、当会議の委員で構成する「提案型協働事業選考部会（以下「部会」といいます。）」と府中市職員で構成する「市民協働推進委員会」との意見交換を経て、部会において審査会を実施しました。

審査においては、提案内容、事業の妥当性、事業成果、協働の必要性、実現可能性を踏まえ、令和4年度は4事業を採択しました。

そして、部会案を当会議において審議し、令和4年度提案型協働事業の選考結果としました。

3 令和4年度提案型協働事業の傾向について

採択となった事業については、地域課題や市民ニーズの分析がされており、市内に広く効果が期待できるとともに、協働の必要性が高い事業で、達成しようとする目標や成果が明確でした。

協働で事業を行うに当たっては、相互理解を深め、それぞれの強みを活かし合い、協働による相乗効果や波及効果を得るとともに、事業の継続性や発展性を意識しながら事業を進めることを期待します。

4 今後の協働事業提案制度について

協働事業提案制度については、平成30年度に2年間の事業提案ができるよう見直しが行われましたが、補助対象経費や制度活用後のフォローアップ等、更に見直しをする余地があります。今まで以上に制度が活用され、地域課題の解決につながるよう、更なる改善を期待します。

4 令和4年度提案型協働事業 選定結果

当会議が行った、令和4年度提案型協働事業選定結果については、次のとおりです。

■市民提案型協働事業

	事業名	団体名	市担当課	事業概要	選定結果	採択に当たっての付帯条件または不採択の理由等
1	ヤギがつなげるまちづくり	新町小のたっと	協働推進課	学校における動物の飼育管理を、地域や行政のリソースを活用し、地域コミュニティと連携し、継続して行うための基盤づくりを行う。ヤギ等の飼育体験やふれあい体験等を通じて、いろいろな人と交流する場や高齢者が参加しやすいコミュニティをつくる。	採択	<p>【採択理由】 「人と人とのふれあい」「人と動物とのふれあい」や、「ヤギのえさを市内から調達（SDGs）」、「コミュニティづくり」と多方面に効果が期待できる。</p> <p>【主な意見】 新町小学校にとどまらず、市内全小学校へと取組の輪が広がっていくことを期待している。 このような時期でもあるため、人とのコミュニケーションを創出する場がなかなか作れない課題がある中で、老若男女が関われる事業があることはよいことである。また、生き物を扱う事業であるため、必ず継続していただきたい。</p>
2	府中駅前スカイナードにおける市民参加の美化活動	act634 府中	道路課	スカイナードの良好な景観形成について、啓発を図ることを目的に、府中駅周辺の道路の清掃を市民参加で実施。 また、スカイナードに設置されている老朽化したプランターの植物の植え替え及び維持管理を市民が主体的に実施。	採択	<p>【採択理由】 「府中の表玄関を美化する」、「汚さない」という市民意識の醸成に期待できる。</p> <p>【主な意見】 「スカイナードクリーン大作戦」（一斉清掃）などの機会に大規模な広報を行い、参加意欲の喚起や、市民みんなできれいに保とうという意識が芽生えるきっかけになることを期待する。 市側には、今後、「表玄関」として、プランターなどの設備更新をはじめ、オブジェやモニュメントなどを設置して来訪者へ府中市からのメッセージを届けるなど、「道路としての管理」という旧来の固定観念からの脱却を期待する。</p>

■行政提案型協働事業

	事業名	団体名	市担当課	事業概要	選定結果	採択に当たっての付帯条件または不採択の理由等
1	ウィキペディアタウン in 府中	府中まちコム舎 ボーイスカウト府中第一団	図書館	府中市の事物等について調べ、調べた事実をウィキペディアの執筆・編集を通じて広く伝えることに関心のある市民を公募（想定10名程度）し、市内の事物等からウィキペディアに掲載する題材を選択し、まちあるきイベントを企画、図書館の資料や機能を活用しながらウィキペディア編集を行う。 まちあるきイベントとして令和5年3月に1日の日程でフィールドワークを実施、そこで得た知見をウィキペディアに反映させる。（想定20名程度）	条件付 採択	<p>【採択理由】 図書館リニューアルオープンイベントとして実施するにあたり、図書館のレファレンス機能や府中まちコム舎のICTの知識、ボーイスカウト府中第一団の府中での野外活動の経験等、各主体の得意分野を活かし合うことによる相乗効果や今後の継続性が期待できる。</p> <p>【付帯条件】 レファレンス機能をしっかりと伝えるイベントとすること。 参加者には、ウィキペディアの特性を理解した上で参加してもらうこと。 今後の利用増加につながるよう、SNSなどを最大限活用し、大きく発信すること。 誤った府中の記載がなされないよう、善処すること。</p> <p>【主な意見】 一過性のイベントではなく、図書館利用が継続的に増加していくよう取組を期待する。 成果物がそのままの状態を保てない懸念があるが、図書館は市民が利用する大事な場所なので、ぜひ市民に良さが伝わる事業にしていきたい。</p>
2	市内公園を活用したコミュニティガーデンの創出	act634 府中	公園緑地課	宮町中央公園をモデル公園としたコミュニティガーデン講座（ワークショップ）やお手入れ講座を行うことで、それぞれが住む地域の公園でも応用や活用できるスキルを市民が身につけ、将来的に各地で展開できるコーディネーター力を持った人材を育成する。 また、市内にあるコミュニティガーデンや花壇づくりを行っている団体や個人等のネットワークづくりを行う。	採択	<p>【採択理由】 ワークショップの計画及び内容が一部不明確な点はあるが、市の課題解決の担い手づくりにつながる事業として期待できる。</p> <p>【主な意見】 府中は公園が多く、市だけで美化を維持するには限界があるため、市内の様々な地域で、公園の美化を維持することができる人材を育成することは必要である。 また、今後市内400か所もの公園にコミュニティガーデンを「横展開」していくには、他市で先駆的に実施されている『アダプトプログラム』などを参考として、市側の継続的できめ細かな支援が望まれる。</p>

Ⅲ 府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直しについて

※ P 9～P 3 3は【資料 1】府中市市民協働の推進に関する基本方針(改定案)
が入ります。

IV 参考資料

1 府中市市民協働推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条

例第1号）第9条の規定に基づき、府中市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進会議の委員)

第2条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 公共的団体の代表者 4人以内
- (3) 市民との協働を推進している民間企業の構成員 1人
- (4) 府中市市民活動センターの利用の登録をしている団体の代表者 2人以内
- (5) 公募による市民 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すると

ころによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議の会議に出席させて

意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第5条 推進会議の部会（以下この条において「部会」という。）に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会に属する委員がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 6 推進会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって推進会議の議決とすることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成30年1月24日から施行する。

2 府中市市民協働推進会議委員名簿

(敬称略：五十音順)

No.	氏 名	選出団体等	備 考
1	青 山 亨	学識経験者	副会長
2	大 島 雅 章	公募市民	
3	岡 本 彰 子	多摩信用金庫	
4	小 林 広 和	府中市市民活動センター登録団体	
5	隆 宗 男	コミュニティ協議会	
6	田 中 研 二	府中市社会福祉協議会	
7	藤 江 昌 嗣	学識経験者	会長
8	藤 間 利 明	府中市市民活動センター登録団体	
9	丸 山 美 佳	公募市民	
10	森 村 彩 代	むさし府中商工会議所	
11	山 岡 法 次	自治会連合会	

任期：令和3年5月14日から令和5年5月13日まで

3 府中市市民協働推進会議検討経過

回数	開催日	主な検討内容
第1回	令和3年 5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の伝達、委員自己紹介、正副会長の選出、諮問 ・ 会議の公開について ・ 市民協働推進会議の開催予定について ・ 提案型協働事業の評価について ・ 部会の設置及び部会員の配置について ・ 府中市文化センターあり方検討協議会委員への推薦について ・ 府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直しについて
【部会】 提案型①	6月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度提案型協働事業報告会
第2回	7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度協働事業等調査結果について ・ 市民協働推進行動計画の進捗状況について ・ 提案型協働事業選考部会の検討状況について ・ 令和4年度提案型協働事業の応募状況等について ・ 府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直しについて
【部会】 提案型②	8月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度提案型協働事業公開プレゼンテーション及び審査
第3回	8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度府中市協働事業評価結果答申（案）について ・ 令和4年度提案型協働事業選考結果答申（案）について ・ 府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直し答申（案）について
第4回	9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度府中市協働事業評価結果答申（案）について ・ 令和4年度提案型協働事業選考結果答申（案）について ・ 府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直し答申（案）について

4 府中市協働事業等評価制度実施基準

(目的)

第1 府中市市民協働推進行動計画に基づき、協働事業の効果をより一層高めていくため、協働事業等評価の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価対象)

第2 協働事業等評価の種類は次のとおりとする。

(1) 協働事業評価

原則として市民と市が実施する協働事業については、全て評価の対象とする。

ただし、評価は協働事業をより良いものに成長させるために行うものであることから、協働事業実績調査等の結果を踏まえ、市が積極的に推進していく事業等を中心とする。

(2) 市民協働推進行動計画評価

推進方策に位置付けられている各種取組についても、原則として、毎年度、進捗状況を把握し、府中市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）に報告する。

(協働事業評価の方法)

第3 協働事業評価の方法は次のとおりとする。

(1) 自己評価

ア 協働事業の当事者は、別に定める自己評価用のチェックシート（振り返りシート）を用い、協働事業の効果や成果等について、評価を行うものとする。

イ 実施時期として、原則、協働事業が終了した際に行うものとする。

ただし、協働事業の実施期間が長期にわたる場合は、事業終了後に限らず、事業実施前や事業実施の中間時など、事業の実施形態等を踏まえ、必要に応じて効果的な時期に実施するものとする。

(2) 相互評価

ア 協働事業の当事者は、それぞれ行った自己評価を持ち寄り、評価が異なる項目の原因分析や改善点、課題の抽出等について意見交換を行ったうえで、別に定める相互評価用のチェックシートを用い、事業を振り返り、評価を行うものとする。

イ 実施時期として、協働事業の当事者同士が、効果的かつ効率的に協働事業を振り返ることができる時期に行う必要があることから、原則として協働事業の終了時に行うものとする。

なお、自己評価同様、長期にわたる場合については、必要に応じて、

効果的な時期に行うものとする。

ウ 協働事業を実施した課においては、相互評価用のチェックシートを、協働推進課に提出するものとする。

(3) 第三者評価

ア 推進会議が、協働事業に対する信頼性と市民の参加意欲の向上を図るとともに、より客観的に課題を把握し、検証結果を今後の取組に生かすため、評価を行うものとする。

イ 第三者評価を実施するに当たり、より一層、協働に係る市職員の意識の高揚を図るとともに、各事業について、事業の目的や内容を正しく理解しながら、市民協働の推進に関する基本方針に基づく協働の手法を適切に取り入れているか等を踏まえて評価・検証を行う必要があることから、協働事業の当事者と推進会議の委員による意見交換会を実施した後、推進会議において評価を実施するものとする。

ウ 実施時期として、第三者評価の結果が可能な限り次年度の予算に反映できるよう、PDCAサイクルの観点から、事業終了後の翌年度に実施するものとする。

(その他)

第4 この基準に定めるもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

付 則

この基準は平成28年4月12日から施行する。

付 則

この基準は平成30年4月1日から施行する。

5 評価シート（様式）

第1号様式

府中市協働事業 自己評価シート（振り返りシート）

市民側 市側

事業名称	
事業実施者	
中間支援組織 等事業協力者	
事業目的	
事業内容	
事業目標	
役割分担	※ 役割分担表を添付してください(書式は自由です。)

5段階で評価してください。

5＝十分に達成された(80%以上)

2＝あまり達成されなかった(20%～40%)

4＝ほぼ達成された(60%～80%)

1＝達成されなかった(20%以下)

3＝課題があるもののおおむね達成された(40%～60%)

N＝評価項目として適当ではない

①事業計画段階	平均値	0.0 合計点	0 / 20	評価
1 目的共有の原則を踏まえ、解決に取り組むべき地域課題や協働する意義、費用に対する効果等について、お互いの認識を共有することができましたか。				
2 相互理解の原則を踏まえ、十分なコミュニケーションを図ることで、会計処理や意思決定の方法などの組織の決まりや立場の違いを、お互いがよく理解することができましたか。				
3 対等の原則や、自主性尊重・自立化の原則を踏まえ、お互いの得手不得手を認識し、それぞれの特性をいかすことができるよう、役割分担や事業計画を作成することができましたか。				
4 継続事業の場合には、前回実施した事業の検証結果を十分に反映して、事業計画を作成することができましたか。				
特記事項				

②事業実施段階	平均値	0.0 合計点	0 / 15	評価
5 対等の原則や相互理解の原則を踏まえ、お互いに対等な立場で率直な意見交換を行い、情報共有を図りながら事業を進めることができましたか。				
6 対等の原則や相互理解の原則、自主性尊重・自立化の原則を踏まえ、お互いの特性や立場の違いを理解し、お互いの強みや得意分野を、どのようにしたらいかし合えるかを相談しながら取り組むことができましたか。				
7 対等の原則を踏まえ、相手に任せっきりせず、お互いが役割を自覚して事業の進捗状況についてチェックを行い、必要に応じて修正しながら取り組むことができましたか。				
特記事項				

③事業終了段階

平均値 0.0 合計点 0 / 15

評価

8	対等の原則や相互理解の原則を踏まえ、お互いに対等な立場で率直な意見交換を行い、情報共有を図りながら事業を進められましたか。	
9	対等の原則や相互理解の原則、自主性尊重・自立化の原則を踏まえ、お互いの特性や立場の違いを理解し、お互いの強みや得意分野を、どのようにしたらいかし合えるかを相談しながら取り組むことができましたか。	
10	対等の原則を踏まえ、相手に任せっきりにせず、お互いが役割を自覚して事業の進捗状況についてチェックを行い、必要に応じて修正しながら取り組むことができましたか。	
特記事項		

■事業の成果

総合評価		評価 (合計)	0 (自由記入欄)
		(平均)	0
事業評価	目標達成度	(自由記入欄)	
	対象者満足度	(自由記入欄)	
	予算や人的資源規模	(自由記入欄)	
協働で実施した成果	事業実施者満足度	(自由記入欄)	
	相乗効果は得られたか	(自由記入欄)	
中間支援組織等事業協力者の役割と協力による効果			
協働して良かったことや協働で事業を実施するに当たって工夫したこと。			
協働で事業を実施するに当たって課題となったこと。			
今後協働事業を行うに当たって取り組んだ方がよいこと・改善したいこと。			
その他自由記入欄			

府中市協働事業 相互評価シート(振り返りシート)

事業名称			
事業実施者			
出席者		シート作成者	
中間支援組織等事業協力者			
事業目的			
事業内容			
事業目標			
役割分担	※ 役割分担表を添付してください(書式は自由です。)		

5段階で評価してください。

5 = 十分に達成された(80%以上)

2 = あまり達成されなかった(20%~40%)

4 = ほぼ達成された(60%~80%)

1 = 達成されなかった(20%以下)

3 = 課題があるもののおおむね達成された(40%~60%)

N = 評価項目として適当ではない

①事業計画段階

	市民 (平均)	市 (平均)	評価
目的共有の原則、対等の原則、相互理解の原則、自主性尊重・自立化の原則等協働の原則を踏まえて実施ができましたか。 (特筆すべき点や工夫した点などがあればご記入ください。)			

②事業実施段階

	市民 (平均)	市 (平均)	評価
情報共有を図りながら、互いの強みや得意分野等をいかしながら実施ができましたか。 (特筆すべき点や工夫した点などがあればご記入ください。)			

③事業終了段階

	市民 (平均)	市 (平均)	評価
情報共有を図りながら、互いの強みや得意分野等をいかしながら実施ができましたか。 (特筆すべき点や工夫した点などがあればご記入ください。)			

■事業の成果

総合評価		評価 (合計)	0	(自由記入欄)
		(平均)	0	
事業 評価	目標達成度	(自由記入欄)		
	対象者満足度	(自由記入欄)		
	予算や人的資源 規模	(自由記入欄)		
協働で 実施した 成果	事業実施者満足 度	(自由記入欄)		
	相乗効果は得ら れたか	(自由記入欄)		
中間支援組織等事業協力者の役割と協力による効果				
協働して良かったことや協働で事業を実施するに当たって工夫したこと。				
協働で事業を実施するに当たって課題となったこと。				
今後協働事業を行うに当たって取り組んだ方が良いこと・改善したいこと。				
その他自由記入欄				

府中市協働事業 第三者評価シート

事業名称	
事業実施者	
事業目的	
事業内容	
事業目標	

1 評価結論	
2 事業について	
3 協働の広がりの可能性	
4 意見交換会を踏まえて	
5 まとめ	

【評価の結論】 A:協働事業として適切で優れていると評価できる。

B:協働事業として適切であるが、一部改善することで、更なる発展が期待できる。

C:協働事業としておおむね適切であるが、一部改善の必要がある。

D:協働事業として取り組むにはかなりの改善が必要である。

E:協働事業としては不十分であった。

6 府中市市民提案型協働事業補助金交付要綱

平成27年2月27日
要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、協働によるまちづくりの一層の推進を図るため、府中市市民提案型協働事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、府中市補助金等交付規則(昭和52年11月府中市規則第21号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「協働」とは、多様で多層な主体が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力することをいう。

2 この要綱において「市民提案型協働事業」とは、地域の課題や社会的な課題の解決に向けて市民と市とが連携・協力して取り組む事業であって、市長の募集に応じ、市民が提案するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

- (1) 市内に活動の拠点を有し、5人以上の構成員で組織されていること。
- (2) 定款、規則、会則その他の組織の運営に関する基本的事項を定めたものを有すること。
- (3) 適正な会計処理が行われていること又は行われる見込みがあること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)の規定による処分を受けていないこと又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、前条に規定する者が実施する市民提案型協働事業であって、その具体的な効果が期待できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、対象としない。

- (1) 営利を目的とするもの

- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 施設等の整備を目的とするもの
- (5) 政策立案のための調査その他の政策の提案に関するもの
- (6) 学術的な研究に関するもの
- (7) 地域住民の交流行事その他の親睦を目的とするもの
- (8) 国、地方公共団体等から補助を受けるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の対象となる事業として不適当と認めるもの

2 補助対象事業は、原則として単年度で完了するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 講師等への謝礼金
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 保険料
- (6) 会場等の使用料又は賃借料
- (7) 会場の舞台装置その他の設備の設置費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とする。

(交付の要望に伴う手続)

第7条 市長は、規則第3条の規定による補助金の交付の要望を受けたときは、当該要望をした者に対し、公開の場で当該要望に係る市民提案型協働事業の内容について発表する機会を与えるものとする。

2 市長は、前項に規定する要望に係る市民提案型協働事業の具体的な効果の検討に際し必要があると認めるときは、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）別表に規定する府中市市民協働推進会議に意見を聴くことができる。

(補助金の請求)

第8条 規則第7条第1項に規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同条第2項に規定する通知を受けた後に、請求書を市長に提出することにより当該決定された額を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(実績報告の時期)

第9条 規則第11条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了後30日以内に行わなければならない。

(精算)

第10条 規則第11条の規定による実績報告を行った交付決定者は、補助対象事業の実績に基づき算出した補助金の額が第8条第2項の規定により交付を受けた補助金の額を下回るときは、その差額を返還しなければならない。

(様式)

第11条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年10月23日要綱第78号)

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

7 提案型協働事業審査基準

審査項目		審査の視点	得点
地域課題・市民ニーズ分析		地域課題をデータ等により具体的に認識・分析し、市民や地域のニーズを的確に捉えているか。	/10
先駆性		新しい視点と創意により組み立てられた、先駆的な事業か。	/5
事業の妥当性	公共性（公益性）	不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益につながるもので、市が関わることがふさわしい事業であるか。	/10
	具体性	事業内容や実施方法は、具体的かつ現実的に考えられているか。	/5
	目標・成果設定	事業を行う事により達成しようとする目標や成果は明確になっているか。	/5
	費用対効果	費用対効果の視点に立った検討がされているか。	/5
事業成果	事業の発展性・将来展望	事業に継続性があるとともに、制度適用期間後にわたる自主的な活動による発展性・将来性があるか。	/5
	市民力の向上	多くの市民が関わりを持つなど、市民力や地域力の向上につながるか。	/5
協働の必要性	必要性	課題解決のために協働という手法が必要か。	/10
	役割分担	団体と市の役割分担が明確かつ妥当なものであるか。	/5
	効果	課題解決のために協働で事業を実施することによって、相乗効果・波及効果、市民サービスの向上が期待できるか。	/10
実現可能性	実施能力	事業を遂行する能力（事業実施に必要な専門的な知識や技術、実績・体制など）があると認められる団体か。	/5
	相互理解	団体と市がそれぞれの特性や違いを認め合い、共通認識に立って進めていくことができる事業となっているか。	/10
	予算の適当性	実現可能で、継続性を考慮した予算の積算が行われているか。	/5
	プレゼンテーション能力	提案書や提案説明で、事業のポイントや団体の熱意を的確に伝えられているか。	/5
合 計			100